

施設利用料金表

料金改定日 令和元年10月1日から適用

区 分			基本利用料金 (円)					
			9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～22:00	9:00 ～17:00	13:00 ～22:00	9:00 ～22:00
主 ホ ール	入場料を徴収 しない場合	平 日	9,440	28,600	36,050	37,930	64,440	70,930
		土・日・休日	11,320	34,170	42,440	45,690	76,900	85,180
	入場料を徴収 する場合	平 日	15,300	45,470	56,690	60,570	102,150	113,670
		土・日・休日	17,090	55,000	68,200	71,980	123,100	135,670
小 ホ ール	入場料を徴収 しない場合	平 日	2,420	5,250	6,600	7,550	11,640	12,900
		土・日・休日	2,940	6,400	7,770	9,120	14,050	15,620
	入場料を徴収 する場合	平 日	3,890	8,180	10,270	12,170	18,450	20,650
		土・日・休日	4,400	9,970	12,470	14,670	22,430	24,630
リ ハ ー サ ル 室	主ホール・小ホール及び 野外音楽堂の利用に伴う場合		2,000	2,000	2,000	3,890	3,890	5,980
	上記以外に利用する場合		2,940	2,940	2,940	6,090	6,090	8,920
練 習 室 (1室につき)			950	950	950	1,910	1,910	3,050
野 外 音 楽 堂	入場料を徴収 しない場合	平 日	2,940	8,920	10,590	/		
		土・日・休日	3,570	10,900	12,790			
	入場料を徴収 する場合	平 日	4,830	14,470	16,980			
		土・日・休日	5,770	17,400	20,440			
附 属 施 設 : 控 室			1,580 (1室につき)					

備 考

- 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 主ホール又は野外音楽堂を利用する場合において次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、この表の規定にかかわらず基本利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 舞台準備又は後片付けのために利用する場合 40%
 - 舞台練習のために利用する場合 50%
- この表に規定する時間の区分以外の時間において施設を利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。但し、(4)で後片付け又は舞台練習の場合においては2が適用される。
 - 9:00以前に舞台準備のために利用する場合
1時間までごとにつき、9:00～12:00の基本利用料金に20%を乗じて得た額
 - 12:00～13:00の間に利用する場合
9:00～12:00の基本利用料金に20%を乗じて得た額
 - 17:00～18:00の間に利用する場合
13:00～17:00の基本利用料金に20%を乗じて得た額
 - 22:00～9:00の間に利用する場合
1時間までごとにつき、18:00～22:00の基本利用料金1時間当たりの額に150%を乗じて100円未満を切り捨てた額
- 主ホール、小ホール又は野外音楽堂の利用者が入場料を徴収しない場合であっても、会費その他の入場料に相当する金員を収受すると認められるときは、入場料を徴収するものとみなす。
- 利用者が音楽関連商品の宣伝、展示、販売等の商業行為を目的として利用する場合の利用料金は、この表の規定にかかわらず、基本利用料金及び備考3の規定により算定した額に200%を乗じて得た額とする。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。